



地域農業経営基盤強化促進計画を変更する旨の公告

鬼北町告示第104号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間の満了の日までに町に意見書を提出することができる。

令和8年6月12日

鬼北町長 兵頭 誠 亀



- 1 変更する地域計画
好藤地区及び三島地区
- 2 縦覧期間
自 令和8年6月12日
至 令和8年6月25日
- 3 縦覧場所
鬼北町役場 農林課 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
- 4 意見書の提出方法
 - (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人となります。
 - (2) 意見書の提出期限は、令和8年6月25日とします。
 - (3) 意見書（様式自由）により鬼北町農林課に直接持参、郵送等にて提出してください。
 - (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は執務時間中とします。
 - (5) 意見書が提出された場合は、意見書に対する個別の回答は行いませんが、意見書の要旨及び処理結果を公表します。